

西日本高速道路株式会社四国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年 12 月 16 日（月） 四国支社会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	川東 祥次（弁護士） 柴田 潤子（香川大学教授） 白木 渡（香川大学特任教授） 成行 義文（徳島大学大学院教授） 藤本 邦人（弁護士） 矢田部 龍一（愛媛大学特命教授）	
審議対象期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	
抽出件数/対象件数	6 件/350 件	件名等
工 事	一般競争入札	1 件/1 件 松山自動車道 上灘川橋他 1 橋（鋼上部工）工事
	条件付 一般競争入札	2 件/23 件 2019 年度 四国支社管内標識更新工事 愛媛高速道路事務所管内 立入防止柵改良工事
	指名競争入札	0 件/0 件 該当なし
	随意契約	1 件/11 件 令和元年度 四国支社管理局データ処理装置更新他工事
調査等	1 件/36 件	平成 31 年度 徳島自動車道 阿波地区水文調査
維持管理役務、 物品・役務	1 件/16 件	愛媛高速道路事務所管内 橋梁耐震補強設計Ⅳ・施工管理業務（その 2）
少額契約	0 件/263 件	審議なし
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p><一般競争入札方式></p> <p>【松山自動車道 上灘川橋他 1 橋（鋼上部工）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p><条件付一般競争入札方式></p> <p>【2019 年度 四国支社管内標識更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者入札となったことについて分析は行っていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札図書を 12 者がダウンロードしており、その者に直接ヒアリングを行ってはいませんが、夜間工事での施工、車線規制等及び四国管内の広いエリアでの施工ということ、また、技術者不足といった要因から、結果的に 1 者入札になったと思料します。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・総合評価項目中、NEXCO西日本貢献度という項目がありますが、NEXCO西日本の発注する工事の実績、あるいは災害関係の入札において落札した実績のいずれを指しているのですか。</p> <p>【愛媛高速道路事務所管内 立入防止柵改良工事】</p> <p>・指名を行ったが1者だけ入札されているのは何故ですか。</p> <p>・当初NEXCOが想定していなかった資材運搬費用を受注者が計上していたとのことですが、そういった事例は過去にもあったと思いますが、次回の入札に反映させたりしないのですか。</p> <p>・今後こういう事案が出てきたときに、事前にその内容を配慮しておけば繰り返し手間をかけなくて済むと思われ、その辺りの対応が必要だと思いました。</p> <p><随意契約方式></p> <p>【令和元年度 四国支社管理局データ処理装置更新他工事】</p> <p>・入札価格の価格差が大きいが、どの部分の価格が違ったのですか。</p> <p><調査等></p> <p>【平成31年度 徳島自動車道 阿波地区水文調査】</p> <p>・本件は多くの入札者が最低制限価格を下回ったということですが、契約制限価格若しくは最低制限価格の設定に関し分析はされているのですか。</p>	<p>・災害等が発生した際に復旧・応援していただいた実績となります。</p> <p>・辞退した者に理由を確認したところ、技術者が不足している、他の工事で手一杯ということでした。</p> <p>・平成30年度に同様の工事の発注手続きを行ったのですが、不落・不調ということを取り止めました。その時は比較的平地で起伏の緩やかな箇所での施工だったのですが、本件は不調を受けて施工範囲を広めたところ、比較的急斜な箇所があり、受注者が協議の中で申ししていた整地、搬入路、運搬費等にかかる経費が必要と判断したところでした。</p> <p>・(今後検討)</p> <p>・管理局データ処理装置の価格にかなり開きがあったことを確認しています。</p> <p>・分析は行っていません。なお、今回の件に関しては、標準歩掛りを公表しており、最低制限価格の算出方法も入札者に対する指示書等で示しているため、おそらく各者ギリギリの価格を狙ってこられた結果ではないかと思料します。</p>

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・継続的に実施している業務ということですが、過去に履行した方に優位性はあるのでしょうか。</p> <p>・本件は最低制限価格を下回った者は受注できないということですが、受注意欲も関係あるかと思えます。ダンピングといわれる程度の入札であれば考える必要がありますが、調査を行う範囲を広げてあげるような制度があったら良いと思います。</p> <p><維持管理役務及び物品・役務> 【愛媛高速道路事務所管内 橋梁耐震補強設計Ⅳ・施工管理業務（その2）】 ・意見・質疑なし</p>	<p>・歩掛りを公表しているため、かかる費用は各者大体ご承知だと思料します。過去に履行したからといって優位性があるかというそれは一概には言えません。</p> <p>・本件は単純な調査業務であり、最低制限価格を設定することにより品質を確保するといったことから、ルール通り最低制限価格を下回った者を落札者としていません。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	